

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年10月26日提出
【計算期間】	第23特定期間(自 2020年1月28日至 2020年7月27日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ 国内債券インデックスファンド
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、NOMURA－BPI総合指数に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

商品分類表				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
内外		不動産投信	MRF	
		追加型	その他資産 ()	ETF
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
クレジット 属性 ()					その他 (NOMURA－ BPI総合指数)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券一 般))						その他 ()
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	ET F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

有価証券報告書（内国投資信託）

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、わが国の公社債の指標であるNOMURA-BPI総合指数に概ね連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色

1

わが国の公社債を主要投資対象とします。

公社債（債券とも言われます）は、資金調達をしようとする国や地方公共団体、企業など（発行体）が多数の投資者から資金を借入れる際に発行する、いわば「借用証書」です。発行体は発行時に定めた返済の期日（償還期日）までの期間中に一定の利子を支払うことを約束しています。

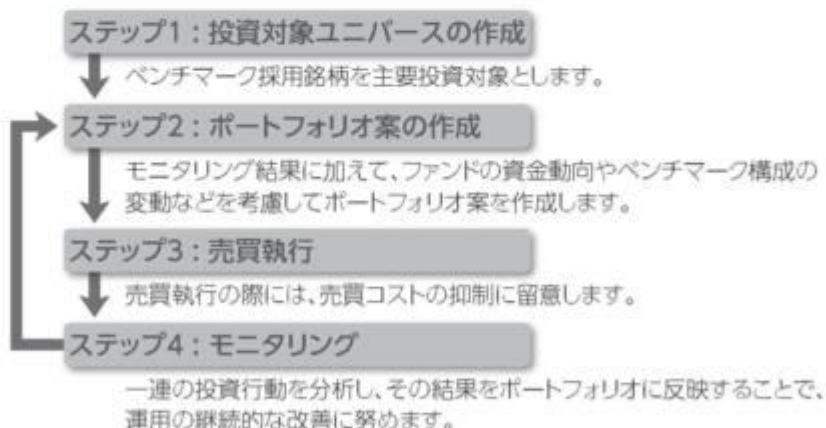
特色

2

日本の債券市場の動きに概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

ベンチマーク※（NOMURA-BPI総合指数）に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
※ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

NOMURA-BPI総合指数とは

NOMURA-BPI総合指数とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

NOMURA-BPIの銘柄組入基準

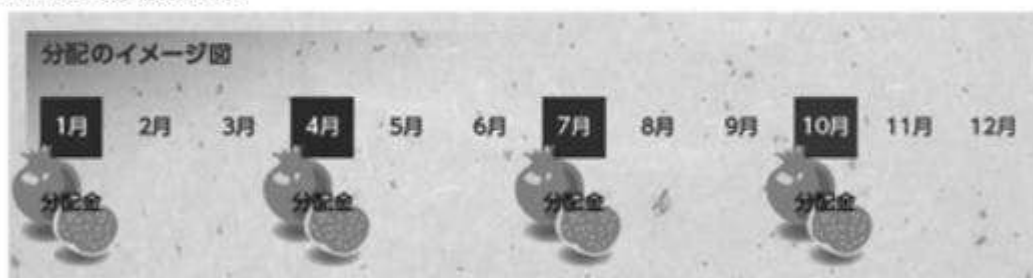
- 国内発行の公募固定利付円貨債券（ただし転換社債、ワラント付社債、資産担保証券、社債担保証券、ローン担保証券、ステップ・アップ債、個人向け債券を除く。なお、資産担保証券のうち、財政融資資金貸付金ABS、生命保険会社の基金・劣後ローン債、投資法人債は組入対象とする）
- 残存額面は10億円以上、残存期間は1年以上
- 事業債、円建外債、MBSおよびABSの場合、A格相当以上の格付け（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）のうちいずれかから取得）
- 新発債の組み入れは、国債が発行月の翌月、金融債は発行月から3ヵ月後、その他一般債は発行月の翌々月から行う。
- 銘柄入替は毎月末に行い、翌月1ヵ月間については組入銘柄を固定

特色3

年4回の決算時（1・4・7・10月の各26日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行うことをめざします。

以下の収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額は、経費等控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主に三菱UFJ 国内債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

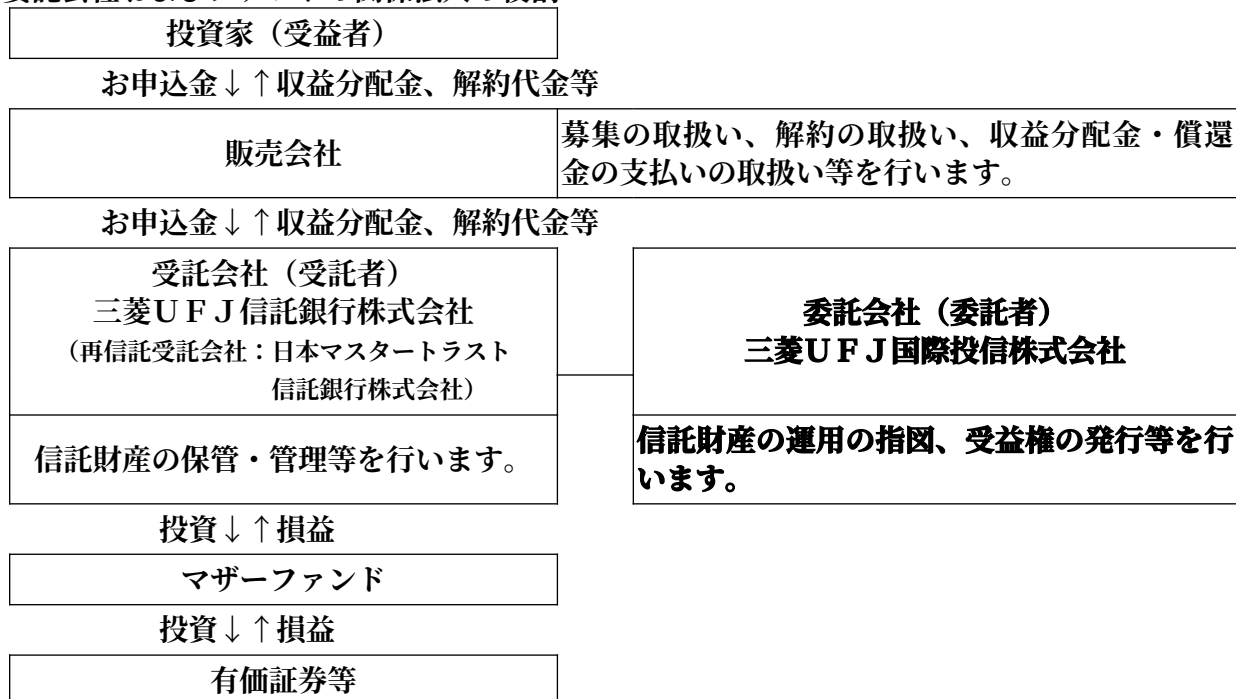
(2) 【ファンドの沿革】

2009年2月2日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2020年7月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA－BPI 総合指数に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。このほか、わが国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする三菱UFJ 国内債券マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<三菱UFJ 国内債券マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、わが国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク（NOMURA－BPI総合指数）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク（NOMURA－BPI総合指数）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りま。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取

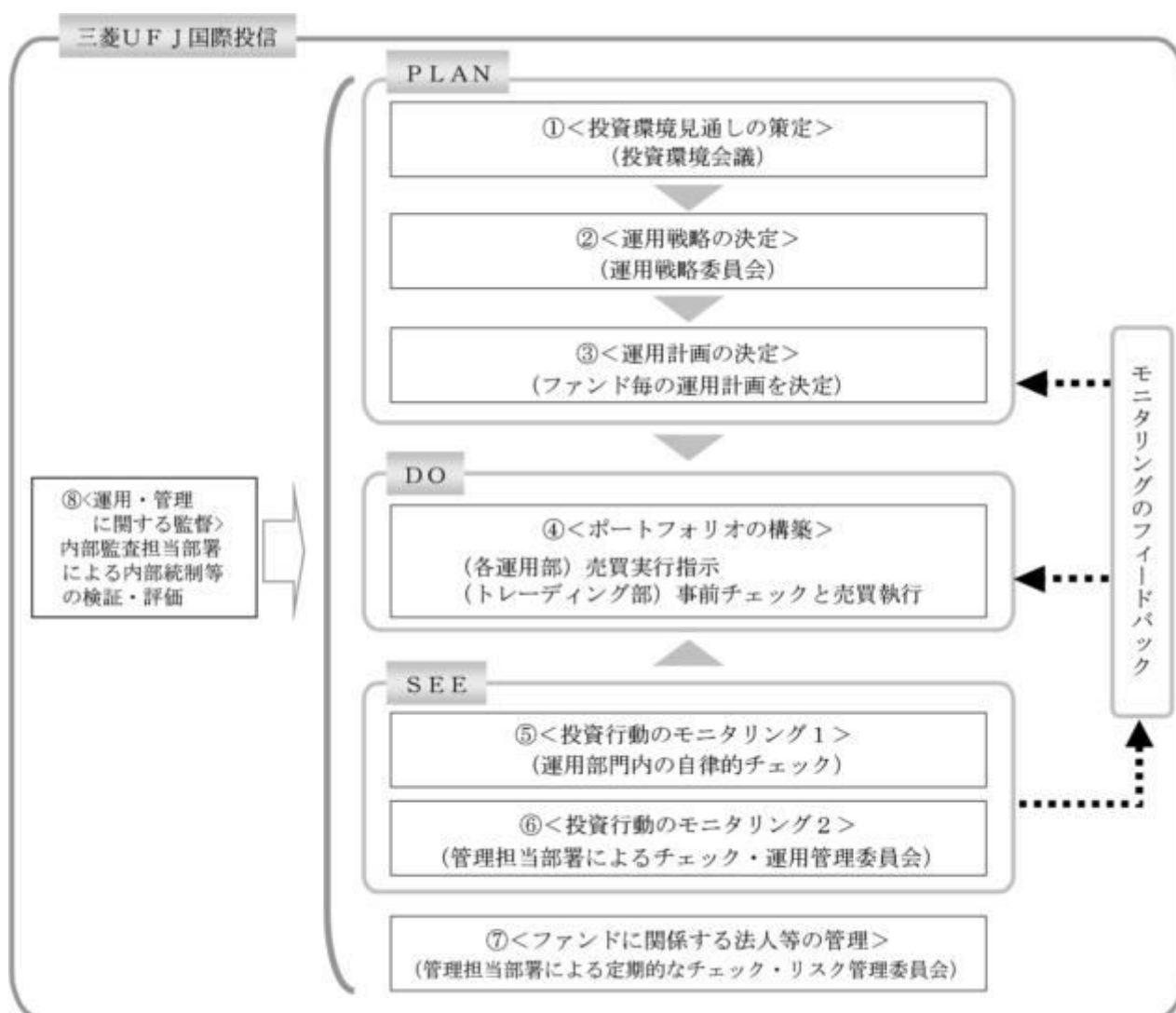
引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（投資制限）

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

（３）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の

割合を乗じて得た額とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること

の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできます。
- c. 信託財産の一部解約等の事由によりb. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑪資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑫投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑬金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替

先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または⑩の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑰デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑱信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これら

の運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、NOMURA-BPI総合指数の動きに概ね連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、分配金を準備するためにファンド内に資金が滞留すること等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・一般的に金利が低下した場合、資産担保証券（MBS、ABS）の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

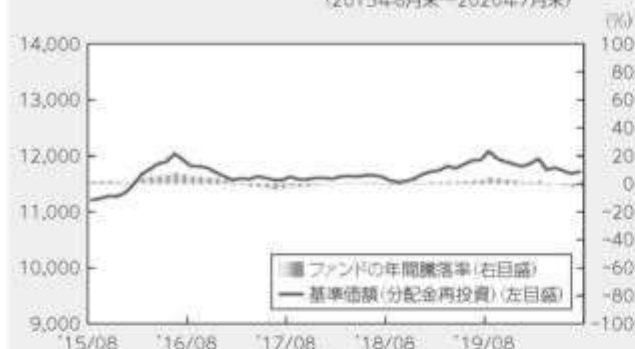
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2015年8月末～2020年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2015年8月末～2020年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×0.55%（税抜 0.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.385%（税抜0.35%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.15%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.15%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

※上記は2020年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ 国内債券インデックスファンド】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,442,508,204	99.99
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	172,357	0.01
純資産総額		3,442,680,561	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内債券マザーファンド	2,439,764,851	1.4081	3,435,448,410	1.4110	3,442,508,204	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成22年10月26日)	356,169,807	357,211,460	10,258	10,288
第7計算期間末日 (平成23年 1月26日)	360,900,919	361,974,266	10,087	10,117
第8計算期間末日 (平成23年 4月26日)	311,430,779	312,358,753	10,068	10,098
第9計算期間末日 (平成23年 7月26日)	406,123,730	407,325,625	10,137	10,167
第10計算期間末日 (平成23年10月26日)	418,987,848	420,222,438	10,181	10,211
第11計算期間末日 (平成24年 1月26日)	413,479,772	414,697,979	10,182	10,212
第12計算期間末日 (平成24年 4月26日)	508,119,489	509,612,079	10,213	10,243
第13計算期間末日 (平成24年 7月26日)	592,277,423	594,001,415	10,306	10,336
第14計算期間末日 (平成24年10月26日)	702,661,646	704,716,962	10,256	10,286
第15計算期間末日 (平成25年 1月28日)	783,261,770	785,557,513	10,235	10,265
第16計算期間末日 (平成25年 4月26日)	942,474,594	945,207,716	10,345	10,375
第17計算期間末日 (平成25年 7月26日)	935,094,842	937,841,916	10,212	10,242
第18計算期間末日 (平成25年10月28日)	1,552,725,002	1,557,236,306	10,326	10,356
第19計算期間末日 (平成26年 1月27日)	1,097,165,473	1,100,352,684	10,327	10,357
第20計算期間末日 (平成26年 4月28日)	1,292,392,570	1,296,153,123	10,310	10,340
第21計算期間末日 (平成26年 7月28日)	1,898,210,362	1,903,710,482	10,354	10,384
第22計算期間末日 (平成26年10月27日)	2,138,223,438	2,144,402,743	10,381	10,411
第23計算期間末日 (平成27年 1月26日)	2,056,393,609	2,062,245,995	10,541	10,571
第24計算期間末日 (平成27年 4月27日)	2,743,548,457	2,751,396,243	10,488	10,518
第25計算期間末日 (平成27年 7月27日)	2,760,860,686	2,768,821,252	10,405	10,435
第26計算期間末日 (平成27年10月26日)	2,809,544,105	2,817,615,559	10,443	10,473
第27計算期間末日 (平成28年 1月26日)	2,826,807,680	2,834,863,525	10,527	10,557
第28計算期間末日 (平成28年 4月26日)	2,886,076,578	2,893,990,537	10,940	10,970
第29計算期間末日 (平成28年 7月26日)	3,205,294,363	3,214,025,948	11,013	11,043
第30計算期間末日 (平成28年10月26日)	3,226,092,708	3,235,039,804	10,817	10,847
第31計算期間末日 (平成29年 1月26日)	3,432,062,173	3,441,803,687	10,569	10,599
第32計算期間末日 (平成29年 4月26日)	3,560,136,158	3,570,216,206	10,596	10,626
第33計算期間末日 (平成29年 7月26日)	3,550,558,340	3,560,689,836	10,513	10,543

第34計算期間末日	（平成29年10月26日）	3,519,322,011	3,529,386,685	10,490	10,520
第35計算期間末日	（平成30年 1月26日）	3,269,687,346	3,279,052,193	10,474	10,504
第36計算期間末日	（平成30年 4月26日）	3,162,384,318	3,171,441,591	10,475	10,505
第37計算期間末日	（平成30年 7月26日）	3,092,484,681	3,101,389,192	10,419	10,449
第38計算期間末日	（平成30年10月26日）	3,013,234,971	3,021,964,378	10,355	10,385
第39計算期間末日	（平成31年 1月28日）	2,740,277,621	2,748,132,076	10,466	10,496
第40計算期間末日	（平成31年 4月26日）	2,751,795,872	2,759,664,362	10,492	10,522
第41計算期間末日	（令和 1年 7月26日）	2,792,720,063	2,800,633,184	10,588	10,618
第42計算期間末日	（令和 1年10月28日）	3,011,849,326	3,020,434,065	10,525	10,555
第43計算期間末日	（令和 2年 1月27日）	3,312,854,244	3,322,349,843	10,466	10,496
第44計算期間末日	（令和 2年 4月27日）	3,206,235,214	3,215,503,664	10,378	10,408
第45計算期間末日	（令和 2年 7月27日）	3,393,708,402	3,403,619,890	10,272	10,302
令和 1年 7月末日		2,799,482,322	—	10,594	—
8月末日		2,990,985,812	—	10,733	—
9月末日		3,013,553,062	—	10,617	—
10月末日		3,037,030,693	—	10,540	—
11月末日		3,174,339,394	—	10,500	—
12月末日		3,273,987,758	—	10,464	—
令和 2年 1月末日		3,337,711,550	—	10,476	—
2月末日		3,349,490,985	—	10,554	—
3月末日		3,221,999,186	—	10,380	—
4月末日		3,222,510,070	—	10,383	—
5月末日		3,234,429,877	—	10,334	—
6月末日		3,318,003,115	—	10,290	—
7月末日		3,442,680,561	—	10,292	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円

第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第6計算期間	0.60
第7計算期間	△1.37
第8計算期間	0.10
第9計算期間	0.98
第10計算期間	0.72
第11計算期間	0.30
第12計算期間	0.59
第13計算期間	1.20
第14計算期間	△0.19

第15計算期間	0.08
第16計算期間	1.36
第17計算期間	△0.99
第18計算期間	1.41
第19計算期間	0.30
第20計算期間	0.12
第21計算期間	0.71
第22計算期間	0.55
第23計算期間	1.83
第24計算期間	△0.21
第25計算期間	△0.50
第26計算期間	0.65
第27計算期間	1.09
第28計算期間	4.20
第29計算期間	0.94
第30計算期間	△1.50
第31計算期間	△2.01
第32計算期間	0.53
第33計算期間	△0.50
第34計算期間	0.06
第35計算期間	0.13
第36計算期間	0.29
第37計算期間	△0.24
第38計算期間	△0.32
第39計算期間	1.36
第40計算期間	0.53
第41計算期間	1.20
第42計算期間	△0.31
第43計算期間	△0.27
第44計算期間	△0.55
第45計算期間	△0.73

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第6計算期間	225,762,297	81,826,579	347,217,934
第7計算期間	144,918,846	134,354,157	357,782,623
第8計算期間	102,767,250	151,225,177	309,324,696
第9計算期間	149,101,842	57,794,613	400,631,925
第10計算期間	127,708,257	116,809,988	411,530,194

第11計算期間	157,667,468	163,128,564	406,069,098
第12計算期間	255,215,564	163,754,392	497,530,270
第13計算期間	251,546,769	174,412,889	574,664,150
第14計算期間	426,565,139	316,123,868	685,105,421
第15計算期間	424,545,482	344,402,967	765,247,936
第16計算期間	500,814,624	355,021,737	911,040,823
第17計算期間	252,459,786	247,809,089	915,691,520
第18計算期間	856,525,100	268,448,321	1,503,768,299
第19計算期間	344,503,611	785,868,042	1,062,403,868
第20計算期間	617,946,629	426,832,665	1,253,517,832
第21計算期間	1,190,565,192	610,709,536	1,833,373,488
第22計算期間	1,050,869,797	824,474,631	2,059,768,654
第23計算期間	1,032,536,313	1,141,509,566	1,950,795,401
第24計算期間	1,256,110,243	590,976,767	2,615,928,877
第25計算期間	551,949,161	514,355,904	2,653,522,134
第26計算期間	385,905,225	348,942,402	2,690,484,957
第27計算期間	390,184,792	395,387,870	2,685,281,879
第28計算期間	895,548,968	942,844,356	2,637,986,491
第29計算期間	807,850,149	535,308,269	2,910,528,371
第30計算期間	774,408,208	702,570,965	2,982,365,614
第31計算期間	720,348,251	455,542,437	3,247,171,428
第32計算期間	539,055,160	426,210,257	3,360,016,331
第33計算期間	351,364,999	334,215,741	3,377,165,589
第34計算期間	425,522,797	447,796,725	3,354,891,661
第35計算期間	236,187,723	469,463,560	3,121,615,824
第36計算期間	256,410,013	358,934,787	3,019,091,050
第37計算期間	210,627,687	261,548,299	2,968,170,438
第38計算期間	203,722,904	262,090,891	2,909,802,451
第39計算期間	248,097,739	539,748,210	2,618,151,980
第40計算期間	248,425,259	243,747,228	2,622,830,011
第41計算期間	229,677,499	214,800,477	2,637,707,033
第42計算期間	374,473,382	150,600,746	2,861,579,669
第43計算期間	522,381,151	218,760,932	3,165,199,888
第44計算期間	247,253,215	322,969,488	3,089,483,615
第45計算期間	325,854,394	111,508,597	3,303,829,412

（参考）

三菱ＵＦＪ 国内債券マザーファンド

投資状況

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	212,688,835,260	83.34
地方債証券	日本	12,404,642,530	4.86
特殊債券	日本	15,499,507,305	6.07
社債券	日本	13,844,802,600	5.42
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	781,011,133	0.31
純資産総額		255,218,798,828	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
債券先物取引	買建	日本	457,110,000	0.18

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第138回利付国債（5年）	3,670,000,000	100.91	3,703,397,000	100.88	3,702,406,100	0.100000	2023/12/20	1.45
日本	国債証券	第143回利付国債（5年）	3,440,000,000	101.10	3,477,909,000	101.09	3,477,633,600	0.100000	2025/3/20	1.36
日本	国債証券	第140回利付国債（5年）	3,270,000,000	100.99	3,302,632,000	100.97	3,301,882,500	0.100000	2024/6/20	1.29
日本	国債証券	第345回利付国債（10年）	2,790,000,000	101.37	2,828,429,100	101.47	2,831,264,100	0.100000	2026/12/20	1.11
日本	国債証券	第358回利付国債（10年）	2,730,000,000	100.94	2,755,868,800	101.01	2,757,600,300	0.100000	2030/3/20	1.08
日本	国債証券	第133回利付国債（5年）	2,710,000,000	100.63	2,727,158,300	100.54	2,724,769,500	0.100000	2022/9/20	1.07
日本	国債証券	第352回利付国債（10年）	2,580,000,000	101.46	2,617,668,000	101.55	2,620,144,800	0.100000	2028/9/20	1.03
日本	国債証券	第350回利付国債（10年）	2,530,000,000	101.52	2,568,468,600	101.61	2,570,859,500	0.100000	2028/3/20	1.01
日本	国債証券	第356回利付国債（10年）	2,540,000,000	101.16	2,569,692,600	101.19	2,570,226,000	0.100000	2029/9/20	1.01
日本	国債証券	第340回利付国債（10年）	2,420,000,000	102.84	2,488,873,200	102.73	2,486,235,400	0.400000	2025/9/20	0.97

日本	国債証券	第３５３回利付国債（１０年）	2,400,000,000	101.38	2,433,120,000	101.47	2,435,400,000	0.100000	2028/12/20	0.95
日本	国債証券	第３４７回利付国債（１０年）	2,320,000,000	101.53	2,355,496,000	101.59	2,357,027,200	0.100000	2027/6/20	0.92
日本	国債証券	第１２９回利付国債（５年）	2,350,000,000	100.36	2,358,624,500	100.28	2,356,791,500	0.100000	2021/9/20	0.92
日本	国債証券	第３３９回利付国債（１０年）	2,160,000,000	102.71	2,218,557,600	102.60	2,216,203,200	0.400000	2025/6/20	0.87
日本	国債証券	第１３２回利付国債（５年）	2,170,000,000	100.57	2,182,455,800	100.48	2,180,416,000	0.100000	2022/6/20	0.85
日本	国債証券	第３４２回利付国債（１０年）	2,130,000,000	101.32	2,158,137,300	101.30	2,157,753,900	0.100000	2026/3/20	0.85
日本	国債証券	第１３４回利付国債（５年）	1,920,000,000	100.71	1,933,689,600	100.60	1,931,692,800	0.100000	2022/12/20	0.76
日本	国債証券	第３４４回利付国債（１０年）	1,810,000,000	101.43	1,835,991,600	101.42	1,835,720,100	0.100000	2026/9/20	0.72
日本	国債証券	第３５１回利付国債（１０年）	1,790,000,000	101.51	1,817,030,700	101.58	1,818,425,200	0.100000	2028/6/20	0.71
日本	国債証券	第１３１回利付国債（５年）	1,810,000,000	100.49	1,818,959,500	100.41	1,817,529,600	0.100000	2022/3/20	0.71
日本	国債証券	第３２８回利付国債（１０年）	1,770,000,000	102.18	1,808,745,300	101.99	1,805,240,700	0.600000	2023/3/20	0.71
日本	国債証券	第３３２回利付国債（１０年）	1,680,000,000	102.72	1,725,696,000	102.58	1,723,394,400	0.600000	2023/12/20	0.68
日本	国債証券	第３４６回利付国債（１０年）	1,690,000,000	101.46	1,714,796,000	101.53	1,715,975,300	0.100000	2027/3/20	0.67
日本	国債証券	第１４１回利付国債（５年）	1,670,000,000	101.00	1,686,860,800	101.03	1,687,351,300	0.100000	2024/9/20	0.66
日本	国債証券	第３５５回利付国債（１０年）	1,650,000,000	101.23	1,670,295,000	101.29	1,671,318,000	0.100000	2029/6/20	0.65
日本	国債証券	第３４９回利付国債（１０年）	1,640,000,000	101.54	1,665,388,800	101.63	1,666,863,200	0.100000	2027/12/20	0.65
日本	国債証券	第３４８回利付国債（１０年）	1,600,000,000	101.55	1,624,832,000	101.61	1,625,904,000	0.100000	2027/9/20	0.64
日本	国債証券	第３５４回利付国債（１０年）	1,600,000,000	101.28	1,620,560,000	101.38	1,622,192,000	0.100000	2029/3/20	0.64
日本	国債証券	第３５７回利付国債（１０年）	1,600,000,000	101.05	1,616,906,000	101.08	1,617,280,000	0.100000	2029/12/20	0.63
日本	国債証券	第１４５回利付国債（２０年）	1,320,000,000	120.19	1,586,574,000	119.66	1,579,512,000	1.700000	2033/6/20	0.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	83.34
地方債証券	4.86
特殊債券	6.07
社債券	5.42
合計	99.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 2年 7月31日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物20年09月限	買建	3	円	454,923,300	457,110,000	0.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

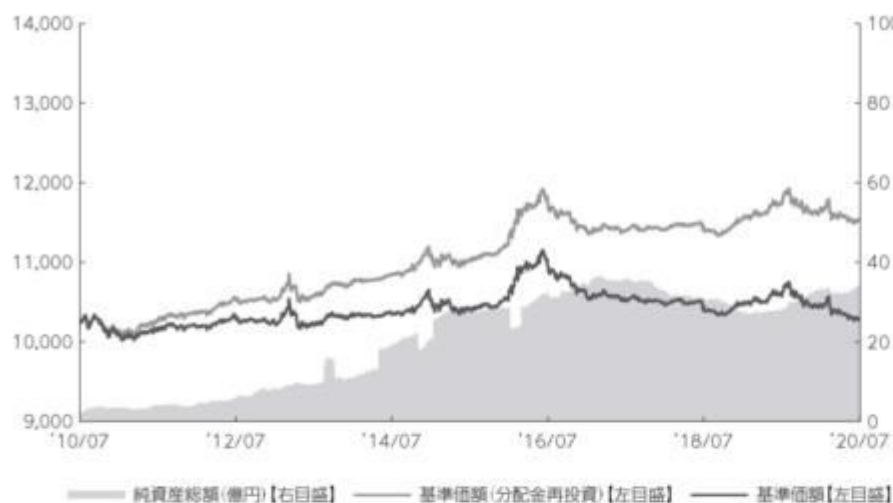
《参考情報》



運用実績

2020年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2010年7月30日～2020年7月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,292円
純資産総額	34.4億円

■分配の推移

2020年 7月	30円
2020年 4月	30円
2020年 1月	30円
2019年 10月	30円
2019年 7月	30円
2019年 4月	30円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,350円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

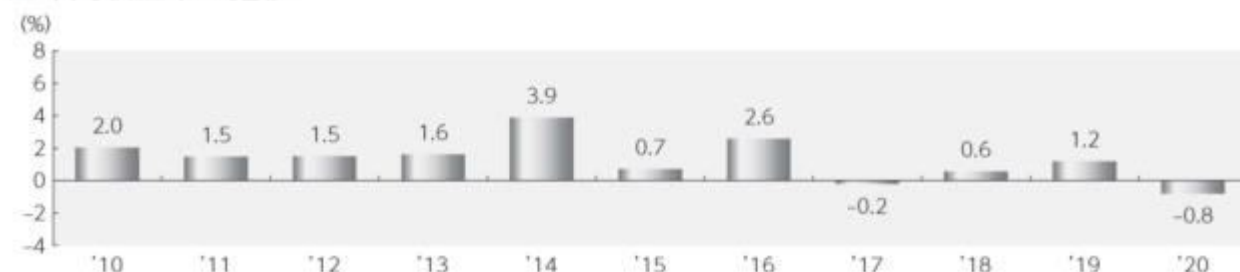
種別構成	比率
国債	83.3%
地方債	4.9%
特殊債	6.1%
社債	5.4%
コールローン他 (負債控除後)	0.3%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 第138回利付国債(5年)	国債	1.5%
2 第143回利付国債(5年)	国債	1.4%
3 第140回利付国債(5年)	国債	1.3%
4 第345回利付国債(10年)	国債	1.1%
5 第358回利付国債(10年)	国債	1.1%
6 第133回利付国債(5年)	国債	1.1%
7 第352回利付国債(10年)	国債	1.0%
8 第350回利付国債(10年)	国債	1.0%
9 第356回利付国債(10年)	国債	1.0%
10 第340回利付国債(10年)	国債	1.0%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (買建)	0.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×0.55%（税抜 0.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】**（1）【資産の評価】****①基準価額の算出方法**

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

す。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2009年2月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年１月27日から４月26日、４月27日から７月26日、７月27日から10月26日および10月27日から翌年１月26日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合

は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 四半期決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年1月28日から令和2年7月27日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ 国内債券インデックスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 1月27日現在]	当期 [令和 2年 7月27日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,675,548	9,919,126
親投資信託受益証券	3,312,548,907	3,393,407,147
未収入金	5,704,223	6,877,708
流動資産合計	3,336,928,678	3,410,203,981
資産合計	3,336,928,678	3,410,203,981
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,495,599	9,911,488
未払解約金	11,509,298	3,411,935
未払受託者報酬	435,031	449,577
未払委託者報酬	2,610,167	2,697,424
未払利息	8	9
その他未払費用	24,331	25,146
流動負債合計	24,074,434	16,495,579
負債合計	24,074,434	16,495,579
純資産の部		
元本等		
元本	3,165,199,888	3,303,829,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	147,654,356	89,878,990
（分配準備積立金）	39,880	216,437
元本等合計	3,312,854,244	3,393,708,402
純資産合計	3,312,854,244	3,393,708,402
負債純資産合計	3,336,928,678	3,410,203,981

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 1年 7月27日 令和 2年 1月27日	自 至	当期 令和 2年 1月28日 令和 2年 7月27日
営業収益				
受取利息		21		36
有価証券売買等損益		△13,007,247		△35,745,874
営業収益合計		△13,007,226		△35,745,838
営業費用				
支払利息		1,766		1,567
受託者報酬		844,528		897,784
委託者報酬		5,067,101		5,386,647
その他費用		47,231		50,216
営業費用合計		5,960,626		6,336,214
営業利益又は営業損失（△）		△18,967,852		△42,082,052
経常利益又は経常損失（△）		△18,967,852		△42,082,052
当期純利益又は当期純損失（△）		△18,967,852		△42,082,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△289,536		△1,550,908
期首剰余金又は期首欠損金（△）		155,013,030		147,654,356
剰余金増加額又は欠損金減少額		49,750,764		21,190,173
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		49,750,764		21,190,173
剰余金減少額又は欠損金増加額		20,350,784		19,254,457
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		20,350,784		19,254,457
分配金		18,080,338		19,179,938
期末剰余金又は期末欠損金（△）		147,654,356		89,878,990

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月26日および7月26日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 1月28日から令和 2年 7月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 1月27日現在]	当期 [令和 2年 7月27日現在]
1. 期首元本額	2,637,707,033円	3,165,199,888円
期中追加設定元本額	896,854,533円	573,107,609円
期中一部解約元本額	369,361,678円	434,478,085円
2. 受益権の総数	3,165,199,888口	3,303,829,412口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年 7月27日 至 令和 2年 1月27日	当期 自 令和 2年 1月28日 至 令和 2年 7月27日																																																												
1. 分配金の計算過程 第42期 令和 1年 7月27日 令和 1年10月28日	1. 分配金の計算過程 第44期 令和 2年 1月28日 令和 2年 4月27日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,500,553円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>225,535,707円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,122,976円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>230,159,236円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,861,579,669口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>804円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>8,584,739円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,500,553円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	225,535,707円	分配準備積立金額	D	1,122,976円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	230,159,236円	当ファンドの期末残存口数	F	2,861,579,669口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	804円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,584,739円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,421,039円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>233,704,180円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>35,982円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>237,161,201円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,089,483,615口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>767円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>30円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>9,268,450円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,421,039円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	233,704,180円	分配準備積立金額	D	35,982円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	237,161,201円	当ファンドの期末残存口数	F	3,089,483,615口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	767円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,268,450円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,500,553円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	225,535,707円																																																											
分配準備積立金額	D	1,122,976円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	230,159,236円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,861,579,669口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	804円																																																											
1万口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,584,739円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,421,039円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	233,704,180円																																																											
分配準備積立金額	D	35,982円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	237,161,201円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,089,483,615口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	767円																																																											
1万口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,268,450円																																																											
第43期 令和 1年10月29日	第45期 令和 2年 4月28日																																																												

前期 自 令和 1年 7月27日 至 令和 2年 1月27日			当期 自 令和 2年 1月28日 至 令和 2年 7月27日		
令和 2年 1月27日			令和 2年 7月27日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,479,722円	費用控除後の配当等収益額	A	3,463,690円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	245,332,689円	収益調整金額	C	243,808,533円
分配準備積立金額	D	41,877円	分配準備積立金額	D	56,576円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	248,854,288円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	247,328,799円
当ファンドの期末残存口数	F	3,165,199,888口	当ファンドの期末残存口数	F	3,303,829,412口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	786円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	748円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,495,599円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,911,488円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 7月27日 至 令和 2年 1月27日	当期 自 令和 2年 1月28日 至 令和 2年 7月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 1月27日現在]	当期 [令和 2年 7月27日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 1月27日現在]	当期 [令和 2年 7月27日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△2,324,391	△18,528,533
合計	△2,324,391	△18,528,533

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 1月27日現在]	当期 [令和 2年 7月27日現在]
1口当たり純資産額	1.0466円	1.0272円
(1万口当たり純資産額)	(10,466円)	(10,272円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券マザーファンド	2,409,748,010	3,393,407,147	
合計		2,409,748,010	3,393,407,147	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

三菱UFJ 国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 2年 7月27日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	965,639,525
国債証券	210,248,625,270
地方債証券	12,395,667,216
特殊債券	15,431,902,755
社債券	13,838,635,900
派生商品評価勘定	2,006,700
未収入金	830,863,800
未収利息	477,001,378
前払費用	12,826,303
差入委託証拠金	2,790,000
流動資産合計	254,205,958,847
資産合計	254,205,958,847
負債の部	
流動負債	
前受金	2,220,000
未払金	1,214,748,800
未払解約金	173,349,782
未払利息	884
流動負債合計	1,390,319,466
負債合計	1,390,319,466
純資産の部	
元本等	
元本	179,534,432,949
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	73,281,206,432
元本等合計	252,815,639,381
純資産合計	252,815,639,381
負債純資産合計	254,205,958,847

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 2年 7月27日現在]
1. 期首	令和 2年 1月28日
期首元本額	182,019,275,051円

	[令和 2年 7月27日現在]
期中追加設定元本額	21,850,624,000円
期中一部解約元本額	24,335,466,102円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型）	4,832,282,422円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型）	5,623,031,629円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（成長型）	1,313,144,989円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	40,385,647,362円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	61,214,776,866円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	15,230,684,138円
三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（２ヵ月分配型）	178,372,145円
三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（成長型）	123,985,697円
三菱ＵＦＪ 国内債券インデックスファンド	2,409,748,010円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（８資産）（確定拠出年金）	6,552,625,463円
三菱ＵＦＪ 国内債券インデックスファンド（確定拠出年金）	29,241,950,867円
三菱ＵＦＪ ＤＣ年金バランス（株式１５）	450,492,285円
三菱ＵＦＪ ＤＣ年金バランス（株式４０）	464,780,567円
三菱ＵＦＪ ＤＣ年金バランス（株式６５）	120,828,275円
三菱ＵＦＪ ＤＣ年金バランス（株式２５）	312,982,283円
三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	11,078,959,823円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定）	140,128円
合計	179,534,432,949円
２． 受益権の総数	179,534,432,949口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 1月28日 至 令和 2年 7月27日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

区分	自 令和 2年 1月28日 至 令和 2年 7月27日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年 7月27日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 2年 7月27日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△1,280,180,000
地方債証券	△18,360,510
特殊債券	△33,523,991
社債券	24,001,060
合計	△1,308,063,441

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 2年 7月27日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	454,920,000	—	456,930,000	2,010,000
合計		454,920,000	—	456,930,000	2,010,000

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 2年 7月27日現在]
1口当たり純資産額	1.4082円
(1万口当たり純資産額)	(14,082円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第403回利付国債（2年）	500,000,000	501,315,000	
	第405回利付国債（2年）	450,000,000	451,404,000	
	第406回利付国債（2年）	800,000,000	802,632,000	
	第407回利付国債（2年）	660,000,000	662,310,000	
	第408回利付国債（2年）	200,000,000	200,744,000	

第410回利付国債（2年）	180,000,000	180,730,800	
第411回利付国債（2年）	270,000,000	271,201,500	
第412回利付国債（2年）	850,000,000	853,816,500	
第413回利付国債（2年）	1,430,000,000	1,436,463,600	
第129回利付国債（5年）	2,350,000,000	2,356,885,500	
第130回利付国債（5年）	1,030,000,000	1,033,677,100	
第131回利付国債（5年）	1,810,000,000	1,817,439,100	
第132回利付国債（5年）	2,170,000,000	2,180,090,500	
第133回利付国債（5年）	2,710,000,000	2,724,281,700	
第134回利付国債（5年）	1,920,000,000	1,931,308,800	
第135回利付国債（5年）	900,000,000	905,850,000	
第136回利付国債（5年）	760,000,000	765,525,200	
第137回利付国債（5年）	1,560,000,000	1,572,324,000	
第138回利付国債（5年）	3,670,000,000	3,701,305,100	
第139回利付国債（5年）	430,000,000	433,857,100	
第140回利付国債（5年）	3,270,000,000	3,300,738,000	
第141回利付国債（5年）	1,670,000,000	1,686,366,000	
第142回利付国債（5年）	550,000,000	555,593,500	
第143回利付国債（5年）	3,440,000,000	3,476,120,000	
第1回利付国債（40年）	220,000,000	324,671,600	
第2回利付国債（40年）	415,000,000	595,495,950	
第3回利付国債（40年）	285,000,000	411,676,800	
第4回利付国債（40年）	470,000,000	684,127,300	
第5回利付国債（40年）	480,000,000	677,635,200	
第6回利付国債（40年）	490,000,000	682,511,200	
第7回利付国債（40年）	520,000,000	697,694,400	
第8回利付国債（40年）	580,000,000	728,758,400	
第9回利付国債（40年）	920,000,000	865,968,400	
第10回利付国債（40年）	900,000,000	994,545,000	
第11回利付国債（40年）	720,000,000	772,516,800	
第12回利付国債（40年）	740,000,000	717,911,000	
第13回利付国債（40年）	140,000,000	135,732,800	
第317回利付国債（10年）	250,000,000	253,607,500	
第318回利付国債（10年）	550,000,000	557,304,000	
第319回利付国債（10年）	790,000,000	803,880,300	
第320回利付国債（10年）	640,000,000	650,348,800	
第321回利付国債（10年）	870,000,000	886,486,500	
第322回利付国債（10年）	420,000,000	427,266,000	
第323回利付国債（10年）	470,000,000	479,334,200	
第324回利付国債（10年）	980,000,000	997,600,800	
第325回利付国債（10年）	1,390,000,000	1,418,300,400	
第326回利付国債（10年）	100,000,000	102,032,000	

第327回利付国債（10年）	880,000,000	900,002,400	
第328回利付国債（10年）	1,770,000,000	1,804,992,900	
第329回利付国債（10年）	1,530,000,000	1,572,044,400	
第330回利付国債（10年）	1,450,000,000	1,493,558,000	
第331回利付国債（10年）	640,000,000	655,180,800	
第332回利付国債（10年）	1,680,000,000	1,723,008,000	
第333回利付国債（10年）	700,000,000	719,103,000	
第334回利付国債（10年）	1,160,000,000	1,193,616,800	
第335回利付国債（10年）	1,520,000,000	1,560,249,600	
第336回利付国債（10年）	180,000,000	185,054,400	
第337回利付国債（10年）	980,000,000	998,855,200	
第338回利付国債（10年）	1,350,000,000	1,383,102,000	
第339回利付国債（10年）	2,160,000,000	2,215,296,000	
第340回利付国債（10年）	2,420,000,000	2,485,824,000	
第341回利付国債（10年）	1,450,000,000	1,483,480,500	
第342回利付国債（10年）	2,130,000,000	2,157,221,400	
第343回利付国債（10年）	1,430,000,000	1,449,104,800	
第344回利付国債（10年）	1,810,000,000	1,835,231,400	
第345回利付国債（10年）	2,790,000,000	2,830,455,000	
第346回利付国債（10年）	1,690,000,000	1,715,468,300	
第347回利付国債（10年）	2,770,000,000	2,813,350,500	
第348回利付国債（10年）	1,600,000,000	1,625,376,000	
第349回利付国債（10年）	1,640,000,000	1,666,305,600	
第350回利付国債（10年）	2,170,000,000	2,204,264,300	
第351回利付国債（10年）	1,610,000,000	1,634,971,100	
第352回利付国債（10年）	2,580,000,000	2,618,080,800	
第353回利付国債（10年）	2,400,000,000	2,433,432,000	
第354回利付国債（10年）	1,600,000,000	1,620,832,000	
第355回利付国債（10年）	1,650,000,000	1,669,866,000	
第356回利付国債（10年）	2,540,000,000	2,569,108,400	
第357回利付国債（10年）	1,600,000,000	1,616,544,000	
第358回利付国債（10年）	2,730,000,000	2,756,317,200	
第1回利付国債（30年）	120,000,000	150,943,200	
第2回利付国債（30年）	170,000,000	209,033,700	
第3回利付国債（30年）	190,000,000	232,645,500	
第4回利付国債（30年）	125,000,000	161,807,500	
第5回利付国債（30年）	180,000,000	221,374,800	
第6回利付国債（30年）	170,000,000	214,225,500	
第7回利付国債（30年）	225,000,000	282,615,750	
第8回利付国債（30年）	160,000,000	192,400,000	
第9回利付国債（30年）	90,000,000	103,881,600	
第10回利付国債（30年）	263,000,000	294,002,440	

第11回利付国債（30年）	100,000,000	119,533,000	
第12回利付国債（30年）	205,000,000	256,211,050	
第13回利付国債（30年）	390,000,000	483,486,900	
第14回利付国債（30年）	380,000,000	492,666,200	
第15回利付国債（30年）	440,000,000	577,992,800	
第16回利付国債（30年）	345,000,000	454,485,750	
第17回利付国債（30年）	350,000,000	457,436,000	
第18回利付国債（30年）	360,000,000	466,560,000	
第19回利付国債（30年）	290,000,000	376,727,400	
第20回利付国債（30年）	260,000,000	346,392,800	
第21回利付国債（30年）	250,000,000	326,470,000	
第22回利付国債（30年）	285,000,000	381,825,900	
第23回利付国債（30年）	140,000,000	188,014,400	
第24回利付国債（30年）	230,000,000	309,839,900	
第25回利付国債（30年）	205,000,000	270,130,550	
第26回利付国債（30年）	430,000,000	574,965,900	
第27回利付国債（30年）	400,000,000	544,404,000	
第28回利付国債（30年）	415,000,000	567,512,500	
第29回利付国債（30年）	480,000,000	651,240,000	
第30回利付国債（30年）	625,000,000	840,506,250	
第31回利付国債（30年）	725,000,000	966,555,500	
第32回利付国債（30年）	570,000,000	774,293,700	
第33回利付国債（30年）	623,000,000	814,167,550	
第34回利付国債（30年）	765,000,000	1,033,492,050	
第35回利付国債（30年）	910,000,000	1,197,396,200	
第36回利付国債（30年）	790,000,000	1,042,815,800	
第37回利付国債（30年）	920,000,000	1,199,542,000	
第38回利付国債（30年）	605,000,000	778,435,350	
第39回利付国債（30年）	560,000,000	733,880,000	
第40回利付国債（30年）	450,000,000	580,396,500	
第41回利付国債（30年）	500,000,000	634,990,000	
第42回利付国債（30年）	570,000,000	724,584,000	
第43回利付国債（30年）	560,000,000	712,566,400	
第44回利付国債（30年）	620,000,000	789,663,000	
第45回利付国債（30年）	550,000,000	676,208,500	
第46回利付国債（30年）	720,000,000	886,723,200	
第47回利付国債（30年）	650,000,000	816,432,500	
第48回利付国債（30年）	600,000,000	726,306,000	
第49回利付国債（30年）	770,000,000	932,470,000	
第50回利付国債（30年）	770,000,000	822,498,600	
第51回利付国債（30年）	620,000,000	586,854,800	
第52回利付国債（30年）	640,000,000	636,320,000	

第５３回利付国債（３０年）	630,000,000	640,949,400	
第５４回利付国債（３０年）	400,000,000	426,708,000	
第５５回利付国債（３０年）	700,000,000	746,242,000	
第５６回利付国債（３０年）	620,000,000	660,510,800	
第５７回利付国債（３０年）	740,000,000	788,736,400	
第５８回利付国債（３０年）	1,030,000,000	1,097,053,000	
第５９回利付国債（３０年）	310,000,000	322,024,900	
第６０回利付国債（３０年）	870,000,000	948,839,400	
第６１回利付国債（３０年）	660,000,000	685,152,600	
第６２回利付国債（３０年）	490,000,000	482,738,200	
第６３回利付国債（３０年）	380,000,000	363,971,600	
第６４回利付国債（３０年）	1,280,000,000	1,224,076,800	
第６５回利付国債（３０年）	130,000,000	124,278,700	
第６６回利付国債（３０年）	510,000,000	486,774,600	
第５２回利付国債（２０年）	260,000,000	266,757,400	
第５３回利付国債（２０年）	80,000,000	82,520,000	
第５４回利付国債（２０年）	530,000,000	547,437,000	
第５５回利付国債（２０年）	240,000,000	248,515,200	
第５６回利付国債（２０年）	370,000,000	385,084,900	
第５７回利付国債（２０年）	160,000,000	166,219,200	
第５８回利付国債（２０年）	350,000,000	365,421,000	
第５９回利付国債（２０年）	590,000,000	616,184,200	
第６０回利付国債（２０年）	230,000,000	238,546,800	
第６１回利付国債（２０年）	260,000,000	267,898,800	
第６２回利付国債（２０年）	560,000,000	575,388,800	
第６３回利付国債（２０年）	275,000,000	290,554,000	
第６４回利付国債（２０年）	480,000,000	511,041,600	
第６５回利付国債（２０年）	430,000,000	460,018,300	
第６６回利付国債（２０年）	170,000,000	181,288,000	
第６７回利付国債（２０年）	80,000,000	85,976,800	
第６８回利付国債（２０年）	395,000,000	428,851,500	
第６９回利付国債（２０年）	120,000,000	129,844,800	
第７０回利付国債（２０年）	510,000,000	560,632,800	
第７１回利付国債（２０年）	200,000,000	218,290,000	
第７２回利付国債（２０年）	645,000,000	705,126,900	
第７３回利付国債（２０年）	200,000,000	218,840,000	
第７４回利付国債（２０年）	380,000,000	417,475,600	
第７５回利付国債（２０年）	230,000,000	253,901,600	
第７６回利付国債（２０年）	210,000,000	229,861,800	
第７７回利付国債（２０年）	260,000,000	285,805,000	
第７９回利付国債（２０年）	100,000,000	110,413,000	
第８０回利付国債（２０年）	370,000,000	410,348,500	

第８２回利付国債（２０年）	620,000,000	691,293,800	
第８３回利付国債（２０年）	182,000,000	203,949,200	
第８４回利付国債（２０年）	410,000,000	457,215,600	
第８５回利付国債（２０年）	230,000,000	259,012,200	
第８６回利付国債（２０年）	532,000,000	605,155,320	
第８７回利付国債（２０年）	170,000,000	192,409,400	
第８８回利付国債（２０年）	460,000,000	526,097,400	
第８９回利付国債（２０年）	130,000,000	147,907,500	
第９０回利付国債（２０年）	470,000,000	537,534,300	
第９１回利付国債（２０年）	80,000,000	91,990,400	
第９２回利付国債（２０年）	650,000,000	743,021,500	
第９４回利付国債（２０年）	260,000,000	298,654,200	
第９５回利付国債（２０年）	490,000,000	572,452,300	
第９６回利付国債（２０年）	120,000,000	138,523,200	
第９７回利付国債（２０年）	330,000,000	385,057,200	
第９８回利付国債（２０年）	340,000,000	394,274,200	
第９９回利付国債（２０年）	635,000,000	739,660,700	
第１００回利付国債（２０年）	370,000,000	435,549,200	
第１０１回利付国債（２０年）	350,000,000	417,396,000	
第１０２回利付国債（２０年）	190,000,000	227,621,900	
第１０３回利付国債（２０年）	320,000,000	380,819,200	
第１０４回利付国債（２０年）	310,000,000	363,986,500	
第１０５回利付国債（２０年）	350,000,000	412,405,000	
第１０６回利付国債（２０年）	210,000,000	249,165,000	
第１０７回利付国債（２０年）	240,000,000	283,749,600	
第１０８回利付国債（２０年）	500,000,000	582,705,000	
第１０９回利付国債（２０年）	60,000,000	70,126,200	
第１１０回利付国債（２０年）	280,000,000	332,116,400	
第１１１回利付国債（２０年）	450,000,000	539,748,000	
第１１２回利付国債（２０年）	610,000,000	726,217,200	
第１１３回利付国債（２０年）	360,000,000	430,138,800	
第１１４回利付国債（２０年）	580,000,000	695,106,800	
第１１５回利付国債（２０年）	290,000,000	350,282,300	
第１１６回利付国債（２０年）	215,000,000	260,614,400	
第１１７回利付国債（２０年）	510,000,000	613,285,200	
第１１８回利付国債（２０年）	444,000,000	531,086,160	
第１１９回利付国債（２０年）	240,000,000	282,328,800	
第１２０回利付国債（２０年）	520,000,000	601,437,200	
第１２１回利付国債（２０年）	690,000,000	820,955,100	
第１２３回利付国債（２０年）	650,000,000	788,638,500	
第１２４回利付国債（２０年）	340,000,000	408,999,600	
第１２５回利付国債（２０年）	810,000,000	994,380,300	

第126回利付国債（20年）	330,000,000	398,128,500	
第127回利付国債（20年）	90,000,000	107,627,400	
第128回利付国債（20年）	1,020,000,000	1,222,500,600	
第130回利付国債（20年）	580,000,000	690,606,000	
第131回利付国債（20年）	420,000,000	495,453,000	
第133回利付国債（20年）	1,150,000,000	1,372,617,000	
第134回利付国債（20年）	890,000,000	1,064,137,400	
第135回利付国債（20年）	50,000,000	59,207,500	
第136回利付国債（20年）	60,000,000	70,358,400	
第137回利付国債（20年）	830,000,000	984,961,000	
第138回利付国債（20年）	130,000,000	151,217,300	
第139回利付国債（20年）	100,000,000	117,495,000	
第140回利付国債（20年）	550,000,000	653,653,000	
第141回利付国債（20年）	820,000,000	976,472,400	
第142回利付国債（20年）	480,000,000	577,444,800	
第143回利付国債（20年）	1,270,000,000	1,499,425,500	
第144回利付国債（20年）	100,000,000	116,823,000	
第145回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,577,835,600	
第146回利付国債（20年）	900,000,000	1,077,777,000	
第147回利付国債（20年）	930,000,000	1,103,472,900	
第148回利付国債（20年）	760,000,000	892,992,400	
第149回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,282,439,500	
第150回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,408,803,000	
第151回利付国債（20年）	770,000,000	875,913,500	
第152回利付国債（20年）	930,000,000	1,058,544,600	
第153回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,430,054,800	
第154回利付国債（20年）	1,160,000,000	1,321,796,800	
第155回利付国債（20年）	1,150,000,000	1,275,982,500	
第156回利付国債（20年）	960,000,000	977,260,800	
第157回利付国債（20年）	960,000,000	946,147,200	
第158回利付国債（20年）	750,000,000	773,692,500	
第159回利付国債（20年）	1,020,000,000	1,066,981,200	
第160回利付国債（20年）	1,330,000,000	1,412,087,600	
第161回利付国債（20年）	820,000,000	856,801,600	
第162回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,264,038,600	
第163回利付国債（20年）	880,000,000	918,332,800	
第164回利付国債（20年）	1,010,000,000	1,036,027,700	
第165回利付国債（20年）	1,360,000,000	1,393,170,400	
第166回利付国債（20年）	830,000,000	878,820,600	
第167回利付国債（20年）	1,000,000,000	1,022,390,000	
第168回利付国債（20年）	700,000,000	702,436,000	
第169回利付国債（20年）	770,000,000	757,803,200	

	第１７０回利付国債（２０年）	970,000,000	953,587,600	
	第１７１回利付国債（２０年）	370,000,000	363,336,300	
	第１７２回利付国債（２０年）	950,000,000	950,000,000	
国債証券 合計		193,944,000,000	210,248,625,270	
地方債証券	第５回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	109,672,000	
	第７回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	110,807,000	
	第７回東京都公募公債（３０年）	70,000,000	95,152,400	
	第８回東京都公募公債（７年）	100,000,000	100,459,000	
	第１０回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	113,865,000	
	第１０回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	133,986,000	
	第７００回東京都公募公債	100,000,000	101,136,000	
	第７１０回東京都公募公債	100,000,000	101,489,000	
	第７１３回東京都公募公債	100,000,000	101,603,000	
	第７１９回東京都公募公債	200,000,000	204,422,000	
	第７３０回東京都公募公債	100,000,000	102,326,000	
	第３回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	108,137,000	
	平成２４年度第９回北海道公募公債	50,000,000	50,842,500	
	平成２６年度第１３回北海道公募公債	100,000,000	101,835,000	
	平成２９年度第１３回北海道公募公債	108,000,000	108,954,720	
	第２回神奈川県公募公債（３０年）	100,000,000	137,982,000	
	第４回神奈川県公募公債（３０年）	100,000,000	136,937,000	
	第１９０回神奈川県公募公債	100,000,000	101,622,000	
	第５回大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	119,779,000	
	第３４８回大阪府公募公債	50,000,000	50,431,000	
	第３５８回大阪府公募公債	70,000,000	71,035,300	
	第３７２回大阪府公募公債	200,000,000	203,496,000	
	第４１９回大阪府公募公債	200,000,000	201,624,000	
	第４２０回大阪府公募公債	110,000,000	110,710,600	
	第４２３回大阪府公募公債	130,000,000	130,962,000	
	第４３５回大阪府公募公債	130,000,000	131,147,900	
	第４５１回大阪府公募公債	140,000,000	139,179,600	
	平成２１年度第３回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	119,009,000	
	平成２３年度第２回京都府公募公債	66,000,000	66,700,920	
	平成２６年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	115,478,000	
	第２回兵庫県公募公債（３０年）	50,000,000	67,669,500	
	平成２３年度第１１回兵庫県公募公債	50,000,000	50,684,000	
	第２７回兵庫県公募公債（２０年）	200,000,000	199,478,000	
	平成２８年度第３回兵庫県公募公債	100,000,000	100,086,000	
	平成２９年度第１回兵庫県公募公債	200,000,000	201,518,000	
	第１回静岡県公募公債（１５年）	100,000,000	109,586,000	
	第３回静岡県公募公債（１５年）	100,000,000	109,374,000	
	平成２５年度第７回静岡県公募公債	100,000,000	102,443,000	

平成25年度第8回静岡県公募公債	29,800,000	30,450,832	
平成20年度第8回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	232,714,000	
平成23年度第11回愛知県公募公債	70,000,000	70,882,000	
平成23年度第20回愛知県公募公債	100,000,000	101,766,000	
平成24年度第5回愛知県公募公債	200,000,000	203,304,000	
平成24年度第8回愛知県公募公債	200,000,000	203,388,000	
平成28年度第13回愛知県公募公債	100,000,000	100,410,000	
平成23年度第3回広島県公募公債	200,000,000	202,514,000	
平成26年度第7回広島県公募公債	260,000,000	265,265,000	
平成30年度第1回広島県公募公債	100,000,000	101,012,000	
平成30年度第4回広島県公募公債	200,000,000	202,960,000	
第8回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	119,009,000	
第10回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	118,151,000	
第14回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	233,110,000	
平成22年度第11回埼玉県公募公債	40,000,000	40,292,400	
平成23年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	101,245,000	
平成22年度第10回福岡県公募公債	50,000,000	50,389,500	
平成24年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	101,741,000	
平成22年度第12回千葉県公募公債	80,000,000	80,584,800	
平成22年度第14回千葉県公募公債	80,000,000	80,688,800	
平成23年度第5回千葉県公募公債	80,000,000	81,101,600	
平成23年度第9回千葉県公募公債	80,000,000	81,294,400	
平成24年度第1回千葉県公募公債	80,000,000	81,430,400	
平成27年度第3回千葉県公募公債	200,000,000	204,896,000	
平成28年度第1回岐阜県公募公債	100,000,000	99,968,000	
第96回共同発行市場公募地方債	20,000,000	20,167,000	
第104回共同発行市場公募地方債	600,000,000	608,022,000	
第108回共同発行市場公募地方債	70,000,000	71,143,800	
第116回共同発行市場公募地方債	300,000,000	305,415,000	
第125回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,446,000	
第130回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,569,000	
第132回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,322,000	
第133回共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,968,000	
第140回共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,156,000	
第142回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,876,000	
第144回共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,142,000	
平成24年度第1回長崎県公募公債	100,000,000	101,728,000	
平成22年度第10回大阪市公募公債	20,000,000	20,163,800	
平成26年度第7回大阪市公募公債	100,000,000	102,212,000	
第1回名古屋市長屋市公募公債（20年）	100,000,000	106,676,000	
第9回名古屋市長屋市公募公債（20年）	100,000,000	116,607,000	
第9回名古屋市長屋市公募公債（30年）	90,000,000	118,269,900	

	第3回京都市公募公債（20年）	100,000,000	110,952,000	
	平成18年度第3回神戸市公募公債（20年）	110,000,000	126,066,600	
	平成23年度第5回神戸市公募公債	100,000,000	101,229,000	
	第5回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	110,496,000	
	第7回横浜市公募公債（20年）	250,000,000	276,975,000	
	第12回横浜市公募公債（20年）	280,000,000	319,922,400	
	第27回横浜市公募公債（20年）	40,000,000	46,668,400	
	第35回横浜市公募公債（20年）	200,000,000	201,154,000	
	平成23年度第6回札幌市公募公債	100,000,000	101,125,000	
	平成29年度第3回札幌市公募公債	100,000,000	101,132,000	
	第7回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	117,768,000	
	平成23年度第6回福岡市公募公債	50,000,000	50,611,500	
	平成24年度第4回福岡市公募公債	70,000,000	71,227,100	
	平成22年度第6回広島市公募公債	50,000,000	50,500,000	
	平成23年度第1回三重県公募公債	162,550,000	164,726,544	
	平成28年度第1回岡山県公募公債	140,000,000	141,043,000	
地方債証券 合計		11,726,350,000	12,395,667,216	
特殊債券	第4回政府保証新関西国際空港債券	104,000,000	106,403,440	
	第11回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債	200,000,000	200,130,000	
	第6回神奈川県住宅供給公社債券	100,000,000	99,402,000	
	第19回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	101,801,000	
	第36回日本政策投資銀行債券（財投機関債）	30,000,000	34,327,200	
	第1回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	153,233,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	140,000,000	158,599,000	
	第19回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	149,909,000	
	第20回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	350,000,000	400,890,000	
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	110,000,000	163,059,600	
	第28回道路債券（財投機関債）	100,000,000	132,414,000	
	第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	117,800,000	
	第109回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	132,858,000	
	第110回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,620,000	
	第116回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	124,856,000	
	第118回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,956,000	
	第137回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	14,000,000	14,160,160	

第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	200,000,000	221,050,000	
第158回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	129,358,000	
第166回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,792,000	
第175回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,825,000	
第184回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	30,645,900	
第190回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	340,000,000	345,997,600	
第207回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	208,000,000	212,858,880	
第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,331,000	
第215回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,476,000	
第220回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,485,000	
第231回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,107,000	
第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,016,000	
第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	204,114,000	
第247回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	133,000,000	136,210,620	
第249回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	101,000,000	103,357,340	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,708,000	
第269回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,754,000	
第345回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	108,000,000	108,793,800	
第1回政府保証地方公共団体金融機構債券（8年）	110,000,000	110,779,900	
第3回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	102,666,000	
第4回公営企業債券（30年）（財投機関債）	100,000,000	134,938,000	
第5回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	119,573,000	
第7回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	107,937,000	
第8回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	108,119,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	120,193,000	
第21回政府保証地方公共団体金融機構債券	11,000,000	11,075,460	
第22回政府保証地方公共団体金融機構債券	20,000,000	20,166,600	
第24回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	116,655,000	
第27回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	101,105,000	
第29回政府保証地方公共団体金融機構債券	124,500,000	126,081,150	

第3 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,140,000	
第3 4 回政府保証地方公共団体金融機構債券	35,000,000	35,533,400	
第4 0 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,786,000	
第4 3 回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,576,000	
第4 4 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	203,834,000	
第4 5 回政府保証地方公共団体金融機構債券	38,000,000	38,808,260	
第4 7 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,522,000	
第4 7 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	203,034,000	
第5 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,515,000	
第5 5 回政府保証地方公共団体金融機構債券	305,000,000	312,069,900	
第5 8 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,306,000	
第8 2 回政府保証地方公共団体金融機構債券	500,000,000	500,280,000	
第8 3 回政府保証地方公共団体金融機構債券	102,000,000	102,058,140	
第9 8 回政府保証地方公共団体金融機構債券	125,000,000	126,305,000	
第1 0 4 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	202,008,000	
F 1 3 1 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	70,000,000	80,103,100	
F 1 5 1 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	108,938,000	
F 1 9 7 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	106,783,000	
F 2 0 3 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,095,000	
F 4 3 8 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	200,428,000	
第1 回公営企業債券（2 0 年）（財投機関債）	100,000,000	103,958,000	
第1 6 回政府保証民間都市開発債券	90,000,000	92,004,300	
第2 9 回福祉医療機構債券（財投機関債）	100,000,000	101,581,000	
第4 回中部国際空港（財投機関債）	200,000,000	202,214,000	
第1 3 回政府保証中部国際空港債券	72,000,000	72,607,680	
第2 1 1 回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100,166,000	
第1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,458,000	26,220,212	
第2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,170,000	29,371,732	
第3 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	22,314,000	22,667,453	
第5 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	34,980,000	35,590,051	
第6 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	12,063,000	12,391,113	
第7 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	36,327,000	37,313,641	
第8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,265,000	14,792,805	
第1 1 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,342,000	10,373,646	
第1 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,936,000	15,607,970	
第1 6 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	28,268,000	28,734,987	
第1 7 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	28,386,000	28,890,135	
第1 8 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	14,242,000	14,478,844	
第1 9 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	11,401,000	11,574,295	

第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,089,000	29,126,363	
第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	12,662,000	12,972,852	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,719,000	29,748,307	
第32回貸付債権担保住宅金融公庫債券	13,686,000	14,084,536	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,528,000	58,874,672	
第37回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,194,000	59,465,052	
第39回貸付債権担保住宅金融公庫債券	26,088,000	26,903,250	
第40回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,012,000	33,543,133	
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	25,696,000	26,705,852	
第44回貸付債権担保住宅金融公庫債券	25,742,000	26,657,900	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	109,419,000	116,428,381	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,650,000	65,572,789	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,338,000	62,073,965	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,027,000	30,787,487	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,863,000	31,522,486	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,315,000	34,225,785	
第52回貸付債権担保住宅金融公庫債券	28,696,000	30,061,929	
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,940,000	36,926,339	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,499,000	38,579,443	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,486,000	42,845,928	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	41,528,000	43,992,271	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,179,000	45,568,525	
第61回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,360,000	87,663,043	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	140,454,000	146,914,884	
第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,468,000	51,593,639	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,320,000	101,360,726	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	118,132,000	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	111,342,000	115,294,641	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,400,000	70,398,648	
第100回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	200,000,000	237,666,000	
第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	243,633,000	245,323,813	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	170,382,000	172,608,892	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	170,586,000	172,940,086	
第122回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,274,000	88,298,596	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,267,000	90,037,374	
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,873,000	91,010,792	
第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,942,000	90,863,905	
第131回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,367,000	91,147,770	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,197,000	90,976,302	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	181,526,000	183,348,521	
第137回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,053,000	94,322,242	

	第１３８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,528,000	95,005,742	
	第１４７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,381,000	95,747,776	
	第１５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,347,000	96,648,048	
	第１５２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,252,000	98,546,756	
	第１６１回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,161,000	
	第１９４回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,875,000	
	第２０３回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	100,890,000	
	い第８０４号商工債券	300,000,000	300,108,000	
	第３２１回信金中金債	200,000,000	200,020,000	
	第３３３回信金中金債	100,000,000	100,126,000	
	第３３７回信金中金債	100,000,000	100,180,000	
	第３３８回信金中金債	200,000,000	200,374,000	
	第３４１回信金中金債	100,000,000	100,207,000	
	第２３０号商工債券（３年）	200,000,000	200,164,000	
	第２３９号商工債券（３年）	200,000,000	199,852,000	
	第１７回東京都住宅供給公社債券	100,000,000	101,180,000	
特殊債券 合計		14,631,960,000	15,431,902,755	
社債券	第１４回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,926,000	
	第２６回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,467,000	
	第２９回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,274,000	
	第８回新韓銀行	300,000,000	300,048,000	
	第１回韓国石油公社債	100,000,000	99,509,000	
	第１３回長谷工コーポレーション	100,000,000	100,137,000	
	第５回日揮	300,000,000	299,469,000	
	第７回明治ホールディングス	100,000,000	99,896,000	
	第３回 キューピー	100,000,000	99,660,000	
	第１２回日本たばこ産業	200,000,000	199,720,000	
	第６回ヒューリック	200,000,000	200,098,000	
	第４回トヨタ紡織	200,000,000	199,732,000	
	第２２回森ビル	100,000,000	99,779,000	
	第３１回東レ	100,000,000	99,881,000	
	第１回電通	200,000,000	199,290,000	
	第２回電通	100,000,000	99,679,000	
	第４回電通グループ	100,000,000	100,137,000	
	第２回大塚ホールディングス	100,000,000	99,767,000	
	第４５回ＤＩＣ	100,000,000	99,970,000	
	第１５回Ｚホールディングス	200,000,000	199,998,000	
	第３回富士フイルムホールディングス	100,000,000	101,654,000	
	第１１回ブリヂストン	200,000,000	199,896,000	
	第１３回ブリヂストン	200,000,000	200,314,000	

第10回日本特殊陶業	100,000,000	99,555,000	
第4回新日本製鐵	100,000,000	99,551,000	
第33回ジェイ エフ イー ホールディングス	100,000,000	100,029,000	
第34回ジェイ エフ イー ホールディングス	100,000,000	100,113,000	
第19回豊田自動織機	100,000,000	101,087,000	
第48回日本精工	100,000,000	99,784,000	
第51回日本精工	100,000,000	98,940,000	
第53回日本電気	100,000,000	99,890,000	
第56回日本電気	100,000,000	100,069,000	
第17回パナソニック	100,000,000	100,646,000	
第1回日本生命2017基金	100,000,000	99,847,000	
第60回日産自動車	200,000,000	194,174,000	
第64回日産自動車	100,000,000	100,027,000	
第16回アイシン精機	100,000,000	99,047,000	
第1回明治安田生命2018基金	100,000,000	99,423,000	
第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	99,173,000	
第3回アシックス	200,000,000	200,028,000	
第51回住友商事	100,000,000	107,485,000	
第80回クレディセゾン	100,000,000	99,999,000	
第1回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	101,494,000	
第17回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	98,386,000	
第8回みずほコーポレート銀行（劣後特約付）	100,000,000	101,832,000	
第88回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	114,026,000	
第12回住友信託銀行（劣後特約付）	100,000,000	100,362,000	
第15回住友信託銀行（劣後特約付）	100,000,000	102,371,000	
第23回三井住友銀行（劣後特約付）	100,000,000	100,578,000	
第18回みずほ銀行（劣後特約付）	100,000,000	108,635,000	
第20回東京センチュリーリース	100,000,000	99,844,000	
第53回ホンダファイナンス	200,000,000	199,678,000	
第77回トヨタファイナンス	100,000,000	99,980,000	
第30回リコーリース	100,000,000	99,992,000	
第35回リコーリース	100,000,000	99,706,000	
第37回リコーリース	100,000,000	99,538,000	
第39回リコーリース	200,000,000	199,998,000	
第7回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	99,645,000	
第79回アコム	100,000,000	98,874,000	
第70回日立キャピタル	100,000,000	100,023,000	
第82回日立キャピタル	200,000,000	199,436,000	
第194回オリックス	200,000,000	199,966,000	
第21回三井住友ファイナンス&リース	100,000,000	99,950,000	
第63回三菱UFJリース	100,000,000	99,999,000	
第66回三菱UFJリース	300,000,000	299,943,000	

第24回野村ホールディングス	100,000,000	109,226,000	
第76回三井不動産	100,000,000	100,081,000	
第72回三菱地所	100,000,000	108,606,000	
第89回小田急電鉄	100,000,000	99,973,000	
第36回京王電鉄	100,000,000	100,825,000	
第32回東日本旅客鉄道	100,000,000	107,882,000	
第34回東日本旅客鉄道	100,000,000	109,458,000	
第100回東日本旅客鉄道	100,000,000	126,755,000	
第9回西日本旅客鉄道	100,000,000	103,656,000	
第6回東海旅客鉄道	21,000,000	21,753,900	
第42回東海旅客鉄道	100,000,000	117,896,000	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	115,110,000	
第50回阪急阪神ホールディングス	100,000,000	100,815,000	
第63回日本電信電話	200,000,000	202,478,000	
第21回KDDI	100,000,000	102,076,000	
第1回ソフトバンク	200,000,000	199,658,000	
第5回ソフトバンク	100,000,000	99,999,000	
第6回ソフトバンク	100,000,000	99,990,000	
第20回エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100,000,000	101,595,000	
第548回東京電力	100,000,000	110,138,000	
第499回中部電力	50,000,000	51,563,000	
第528回中部電力	100,000,000	100,033,000	
第510回関西電力	100,000,000	100,989,000	
第518回関西電力	100,000,000	100,421,000	
第532回関西電力	100,000,000	99,920,000	
第383回中国電力	100,000,000	102,505,000	
第393回中国電力	100,000,000	100,030,000	
第494回東北電力	200,000,000	201,896,000	
第427回九州電力	100,000,000	103,264,000	
第468回九州電力	100,000,000	100,786,000	
第469回九州電力	100,000,000	100,310,000	
第482回九州電力	300,000,000	299,817,000	
第484回九州電力	200,000,000	200,074,000	
第488回九州電力	100,000,000	99,887,000	
第8回電源開発	100,000,000	108,303,000	
第38回電源開発	100,000,000	102,853,000	
第50回電源開発	200,000,000	201,532,000	
第15回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,020,000	
第28回東京電力パワーグリッド	200,000,000	201,858,000	
第31回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,484,000	
第38回東京電力パワーグリッド	200,000,000	200,854,000	
第23回東京ガス	100,000,000	102,662,000	

	第１３回広島ガス	100,000,000	100,135,000	
	第６回ＳＣＳＫ	100,000,000	99,782,000	
	第４回ファーストリテイリング	100,000,000	102,263,000	
社債券 合計		13,671,000,000	13,838,635,900	
	合計	233,973,310,000	251,914,831,141	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 国内債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,465,903,980
II 負債総額	23,223,419
III 純資産総額（I－II）	3,442,680,561
IV 発行済口数	3,344,995,757口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0292
（10,000口当たり）	（10,292）

(参考)

三菱ＵＦＪ 国内債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	257,560,014,762
II 負債総額	2,341,215,934
III 純資産総額（I－II）	255,218,798,828
IV 発行済口数	180,871,951,568口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.4110
（10,000口当たり）	（14,110）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、ます。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2020年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	870	14,075,952
追加型公社債投資信託	16	1,337,901
単位型株式投資信託	69	354,407
単位型公社債投資信託	22	110,516
合 計	977	15,878,776

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

		第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	53,969,686	※2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	※2	560,483	※2	638,994
金銭の信託	※2	100,000	※2	100,000

その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	617,032	※1	584,048
器具備品	※1	665,247	※1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	824,268	※1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	※2 3,990,054	※2 4,026,078
その他未払金	※2 3,961,765	※2 3,818,195
未払費用	※2 3,803,995	※2 4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341
賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784

時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	※2 28,533,952	※2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		

通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	※2 1,913	※2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	※2 38,388	※2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122
経常利益	14,076,123	13,753,799
特別利益		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
特別損失		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	※1 4,848	※1 8,832

固定資産売却損		225	435
システム関連費		322,986	-
商標使用料		90,000	-
特別損失合計		615,770	249,096
税引前当期純利益		13,962,130	13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2	4,420,179	※2 4,146,534
法人税等調整額		△100,112	79,824
法人税等合計		4,320,066	4,226,359
当期純利益		9,642,064	9,453,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円

法人税、住民税及び事業税

3,216,517千円

3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ④ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,328,625	85,328,625	—
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	—	—	—

上額が取得原価を超えないもの	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3.売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円

勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債 合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186

普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2020年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2020年3月末現在)	③事業の内容
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a uカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 2月10日	臨時報告書
2020年 4月24日	有価証券届出書
2020年 4月24日	有価証券報告書
2020年 5月11日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年9月2日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 国内債券インデックスファンドの令和2年1月28日から令和2年7月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 国内債券インデックスファンドの令和2年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。